

## Ⅱ 計画改定に向けた課題等

### 1. 計画の進捗状況

#### (1) 施策の評価

第3次宜野湾市男女共同参画計画には、4つの基本方針、71の施策が位置づけられ、複数の課にまたがる施策があるため、担当課ごとに評価する場合146施策となります。

平成30年度において、施策を以下のA1からCまでの基準で評価を行った結果、計画全体で「A1：継続して実施した」が91.1%、「A2：新たに実施した、又は充実させて取組んだ」が4.1%、「B：未実施（取り組んだことはあるが、今年度実施なし）」が3.4%、「C：未実施（実施したことなし）」が1.4%となっています。

未実施となった7施策のうち5施策は複数課がかかわる施策となるため、施策の一部は実施されています。全く実施できなかった施策は、「家族経営協定の普及」、「人材バンクの更新及び活用促進」の2施策（1.4%）となります。

平成30年度 施策の評価

	A1	A2	B	C	計
計画全体	133 (91.1%)	6 (4.1%)	5 (3.4%)	2 (1.4%)	146 (100.0%)
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進	20 (100.0%)	0	0	0	20 (100.0%)
2. 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現	22 (88.0%)	2 (8.0%)	1 (4.0%)	0	25 (100.0%)
3. DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進	53 (93.0%)	0 (0.0%)	3 (5.3%)	1 (1.8%)	57 (100.0%)
4. 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり	38 (86.4%)	4 (9.1%)	1 (2.3%)	1 (2.3%)	44 (100.0%)

※各評価割合は、四捨五入された表示となっており、合計が100%とならないことがある。

#### 【施策の評価基準】

A1：継続して実施した

A2：新たに実施した、又は充実させて取組んだ

B：未実施（取り組んだことはあるが、今年度実施なし）

C：未実施（実施したことなし）

## (2) 施策の方向性

平成 30 年度において、施策の方向性を以下の 1 から 4 までの基準で評価を行った結果、計画全体で「1：次年度も継続する」が 84.2%、「2：次年度も継続し、さらに充実させる」が 10.3%、「3：今年度は取組めなかったが、次年度実施予定」が 4.8%、「4：次年度は実施予定なし」が 0.7%となっています。

次年度実施予定なしと判断されたのは、取り組みで未実施となった「家族経営協定の普及」です。ほぼ全域が市街化区域であり、農地面積も少なく農業委員会もない本市においては、農家等の実態把握が困難な状況にあるため施策の見直しを行う必要があります。

平成30年度 施策の方向性

	1	2	3	4	計
計画全体	123 (84.2%)	15 (10.3%)	7 (4.8%)	1 (0.7%)	146 (100.0%)
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進	17 (85.0%)	3 (15.0%)	0	0	20 (100.0%)
2. 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現	20 (80.0%)	4 (16.0%)	1 (4.0%)	0	25 (100.0%)
3. DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進	48 (84.2%)	4 (7.0%)	5 (8.8%)	0	57 (100.0%)
4. 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり	38 (86.4%)	4 (9.1%)	1 (2.3%)	1 (2.3%)	44 (100.0%)

※各評価割合は、四捨五入された表示となっており、合計が100%とならないことがある。

### 【施策の方向性の基準】

- 1：次年度も継続する
- 2：次年度も継続し、さらに充実させる
- 3：今年度は取組めなかったが、次年度実施予定
- 4：次年度は実施予定なし

### (3) 指標に基づく中間評価

第3次宜野湾市男女共同参画計画には、14の評価指標が設定されています。計画改定に合わせて中間評価を行った結果、既に目標達成している指標が2項目（14.3%）、数値が上昇（改善）している指標が8項目（57.1%）、変化なしが1項目（7.2%）、数値が低下（悪化）している指標が3項目（21.4%）となっています。

	目標達成	上昇	変化なし	低下	計
指標数	2	8	1	3	14
構成比	14.3%	57.1%	7.2%	21.4%	100.0%

	策定時現状 2014年度(H26)	中間時現状 2019年度(R元)	策定時目標 2024年(R6)	改定時の評価	修正後目標 2024年(R6)	指標の把握方法	
<b>基本方針1 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の促進</b>							
1	社会全体で男女の地位が「平等」と回答する者の割合	全体:15.4% 男性:21.2% 女性:12.2%	全体:14.8% 男性:20.3% 女性:11.6%	30%	低下	30%	アンケート調査
2	「男女共同参画計画～はごろもぶらん～」の認知（「内容もよく知っている」「内容は少し知っている」の割合の合計）	5.2%	6.0%	20%	上昇	20%	アンケート調査
3	宜野湾市男女共同参画条例の制定	—	条例案作成済み	制定	上昇	制定	市民協働推進課
4	ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への参加者数	748人	440人	800人	低下	800人	市民協働推進課
5	ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への男性参加者の割合	13.6%	21.3%	20%	目標達成	30%	市民協働推進課
<b>基本方針2 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現</b>							
6	「両親学級」への父親の参加率	27.7%	37.7% (H30)	35%	目標達成	※1 35%	健康増進課
<b>基本方針3 DV(配偶者等からの暴力)等の根絶に向けた取り組みの推進</b>							
7	身近なDV被害者に対して「何もできなかった」と回答する者の割合	33.3%	28.4%	10%	上昇	10%	アンケート調査
8	DV等に関する相談支援件数	125件 (H25)	181件 (H30)	200件	上昇	200件	市民協働推進課 児童家庭課
<b>基本方針4 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり</b>							
9	男性の家事時間(平日1日あたり)	45.4分	48.1分	60分	上昇	60分	アンケート調査
10	市男性職員の育児・介護休業取得人数(延べ人数)	7人 (H16～25)	9人 (H26～30)	20人 (H27～R6)	上昇	20人 (H27～R6)	人事課
★	” (割合)	—	10.3% (H30)	—	—	13%	人事課
11	自治会長に占める女性の割合	26.0%	26.0%	30%	変化なし	30%	市民生活課
12	市議会議員に占める女性の割合	7.6%	3.8%	30%	低下	30%	議会事務局
13	市管理職に占める女性の割合	20.0%	24.7%	30%	上昇	30%	人事課
14	市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性割合	34.0%	35.5%	40～60%	上昇	40～60%	市民協働推進課

※1 H30年時点で目標値達成しているが、事業縮小のため目標値の変更なし

※★は追加

## 2. 関係法制度及びヒアリングを踏まえた見直しのポイント

### (1) 女性活躍推進法にもとづく市町村推進計画としての位置づけ

平成 27 年 8 月に「女性活躍推進法」が成立し、同法第 6 条第 2 項により市町村は基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めることとされています。

#### 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (1) 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等

- 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定
- 公共調達を通じた女性の活躍推進（地方公共団体の公共調達においても、認定一般事業主の情報等を活用しながら、独自の基準に基づく加点等の取組の促進に努める。）
- 企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進等（地方公共団体においても、独自の基準に基づく企業表彰や、優良企業の情報発信等に取り組むことが考えられる。）
- 中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進

##### (2) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置

- 非正規雇用における雇用環境等の整備（処遇改善の推進施策や正社員への転換支援の充実）
- 女性の登用促進のための支援（ロールモデルの普及促進）
- 再就職支援（ライフステージに応じた公的職業訓練、能力アップの訓練を実施する一般事業主への支援等）
- 起業・創業支援（情報提供、資金面の支援、先進的な取組の収集・発信）
- 女性の参画が少ない分野での就業支援（職場環境の整備等）
- キャリア教育等の推進（女子学生・生徒の理工系分野への進路選択支援等）

##### (3) 情報の収集・整理・提供及び啓発活動

- 女性の職業生活における情報の収集・整理・提供
- 女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動

#### 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

##### (1) 男性の意識と職場風土の改革

管理職を含めた企業トップの意識改革に向けた啓発の実施等

##### (2) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

- 職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備（「待機児童解消加速化プラン」・「放課後子ども総合プラン」の確実な実行等）
- 長時間労働の是正・休暇の取得促進等に取り組む企業への支援
- 職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進
- 企業等へのテレワーク導入支援等による柔軟な働き方の推進
- 職場の風土改革に効果的な人事評価制度の検討（時間当たりの生産性を重視した人事評価制度等好事例の調査研究）

### (3) ハラスメントのない職場の実現

家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの提示、妊娠・出産等による不利益取扱い防止に向けた事業主に対する指導の徹底等

## (2) DV 対策の充実

DV や性暴力については、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い多様化しており、これらへの対応も求められます。予防のための教育、問題解決に向けた相談対応、関係課及び関係機関との連携体制の充実は今後求められます。

- 住基ロック対象者の個人情報保護の徹底
- 適切な窓口への円滑なつなぎ
- DV への加害者に対するアプローチ（更生プログラム等）の必要性 等

## (3) 関連計画を踏まえた施策の整理

計画は、市民の意識から働き方、子育てや介護、教育など幅が広く、関連計画（各課の個別計画）と重複する内容も位置づけられています。関連計画と重複する施策については、「男女共同参画社会の推進」という視点に立った表現に変更するとともに、必要に応じて施策の整理を行います。

また、現計画に関連する事業が終了となるケースもあり、今後の取り組みを見据えた施策の見直しが必要となります。

## (4) 計画の進捗管理について

第3次宜野湾市男女共同参画計画には71施策が位置づけられています。しかし施策は複数の課が関わるものも多く、年度ごとの進捗状況を確認する際、関係各課が回答した146施策の内容を管理、評価している状況となっています。

特に全庁的な位置づけとなる「DV 被害者情報保護の支援措置」については、20課が毎年度、取り組み内容と評価の報告を行っています。

しかしながら、関係するすべての課からの報告を受けることが、効果的でより信頼性の高い取り組みの見直しへつながるとは限りません。より効果的で効率的な計画の進捗管理を進めるため、関係課の整理及び施策の評価報告を担当する課の設定を検討します。